

山鹿市予防接種実費徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市予防接種実費徴収規程の一部を改正する規程

山鹿市予防接種実費徴収規程の一部を改正する規程（平成17年山鹿市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第28条」に改める。

第2条中「実施する」を「行う」に改め、「種類」の次に「及び次条の実費徴収額」を加える。

第3条中「第33条の規定で定める範囲で」を「第33条第1項の規定による実費の範囲内において」に、「定め、公表するものとする」を「定める」に改める。

第4条に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、その実費を徴収することを要しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) その他市長が必要と認める者

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。